

学校いじめ防止基本方針

大阪府立生野聴覚学校
令和7年1月改訂

第1章 いじめ防止等に関する本校の基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢をもち、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切であると考える。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「個々の障がいを理解し、互いに違いを認め合い、ともに学び、ともに生きる」を教育目標としている。対等で豊かな人間関係を築くために地域協働の活動も含め、人権教育や道徳教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、幼児児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条〈定義〉より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等の対策のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ防止等対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、人権委員長、(首席)、生活安全部長、生徒指導主事、各部主事、養護教諭

本委員会には、必要に応じて関連する教職員等および、学校医や臨床心理士等の参加もできるものとする。

(3) 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行を含む。)

4 いじめ防止のための年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

生野聴覚支援学校 いじめ防止年間計画

学 期	幼稚部	小学部	中学部	全体
1 学 期	<p>早期教育からの情報を共有し把握された幼児の状況を集約</p> <p>1年生歓迎会、春の遠足、校外学習（コミュニケーション能力の育成）</p> <p>定期的な保護者参観と懇談（保護者との情報共有）※通年</p> <p>家庭訪問（家庭での様子の把握）</p> <p>月初めの合同朝礼・週1回の合同遊び（コミュニケーション能力の育成）※通年</p> <p>誕生会</p>	<p>幼稚部からの情報を共有し把握された児童の状況を集約</p> <p>1年生歓迎会、春の遠足（コミュニケーション能力の育成）</p> <p>道徳（いじめを考える）</p> <p>家庭訪問（家庭での様子の把握）</p> <p>校外学習及び地域小学校との交流、宿泊訓練（コミュニケーション能力の活用）</p>	<p>小学部からの情報を共有し把握された生徒の状況を集約</p> <p>校外学習、春の遠足宿泊訓練、修学旅行（コミュニケーション能力の育成）</p> <p>人権HR（障がい理解及び、いじめを考える）</p> <p>家庭訪問（家庭での様子の把握）</p> <p>スポーツ交流</p>	<p>学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</p> <p>第1回いじめ対策委員会（以下年間約30回）（把握、検証を含む）PTA総会等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明</p> <p>アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施</p> <p>アンケート回収箱・用紙の設置</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」のHP更新</p> <p>保護者参観</p> <p>保護者懇談会（家庭での様子の把握）</p>
2 学 期	<p>秋祭り、運動会、発表会（協調性を育む）</p> <p>秋の遠足、校外学習（コミュニケーション能力の育成）</p> <p>地域園との交流（コミュニケーション能力の活用）</p> <p>誕生会</p>	<p>運動会、文化祭、マラソン大会の準備期中、集団活動により協調性を育む</p> <p>校外学習、秋の遠足、修学旅行及び他校との交流（コミュニケーション能力の活用）</p> <p>道徳（いじめを考える）</p>	<p>体育祭、文化祭の準備期中、集団活動により協調性を育む</p> <p>スポーツ交流</p> <p>校外学習、秋の遠足（コミュニケーション能力の活用）</p> <p>職場体験（社会性の育成）</p> <p>人権HR（障がい理解及び、いじめを考える）</p>	<p>保護者参観</p> <p>いじめアンケート実施</p> <p>アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施</p> <p>アンケート回収箱・用紙の設置</p> <p>保護者懇談会（家庭での様子の把握）</p>
3 学 期	<p>3年生を送る会（コミュニケーション能力の育成）</p> <p>誕生会</p>	<p>6年生を送る会（コミュニケーション能力の育成）</p>	<p>持久走大会の準備期間中、集団行動により協調性を育む</p>	<p>保護者参観</p> <p>保護者懇談会（家庭での様子の把握）</p>

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

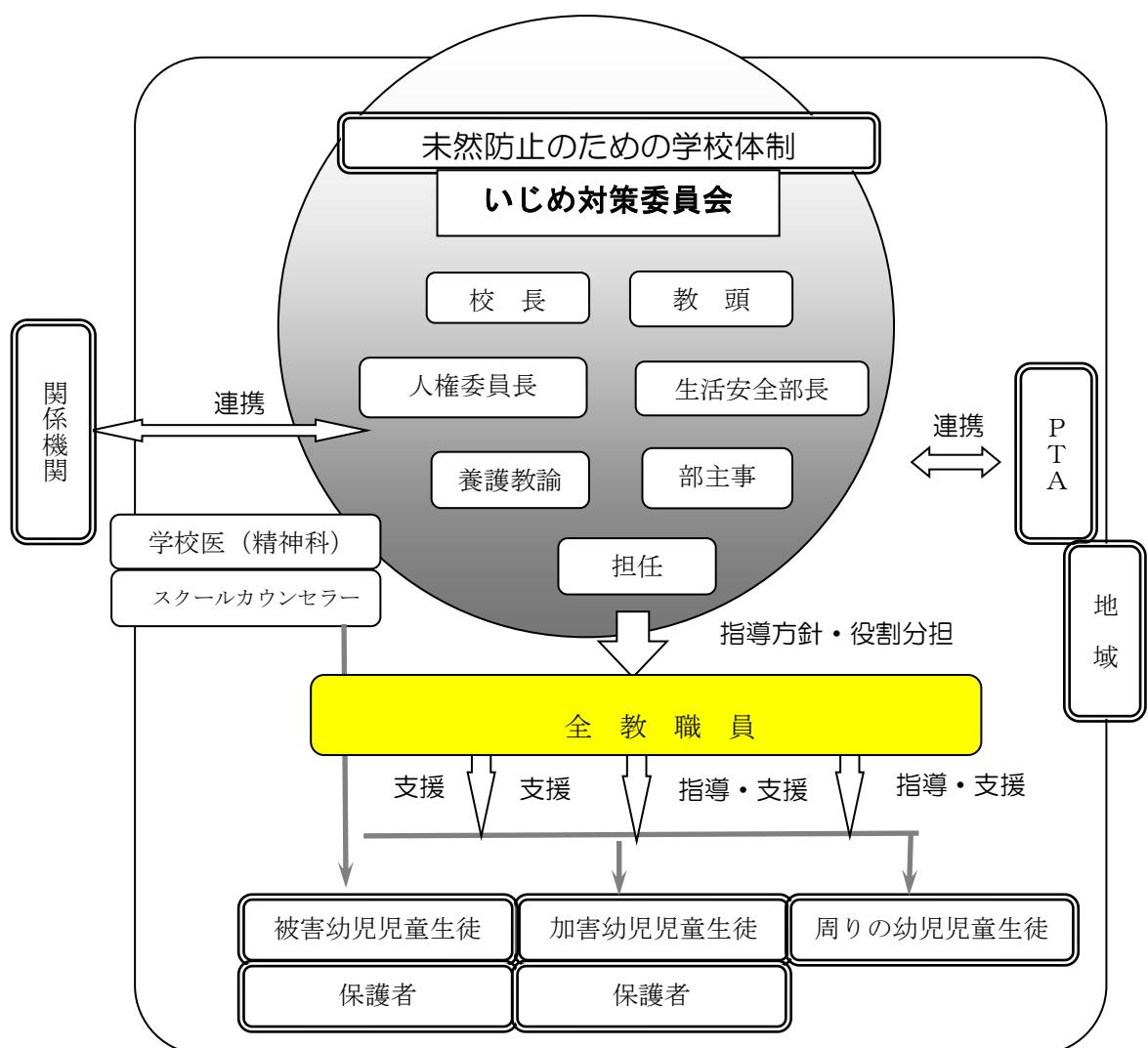
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止等対策委員会を毎月3回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことを基盤として、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で、信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて総合的に推進していくことが必要である。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの未然防止のための措置

- (1) 日頃のコミュニケーション不足から、いじめに発展しないよう、口話、手話、キーボードサインなどのコミュニケーションツールを活用させ、児童生徒同士の個々の障がいを理解させる。教職員も平素より児童生徒と向き合い、コミュニケーションツールを率先して活用し、児童生徒と会話しやすい雰囲気づくりを積極的に行う。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するため、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや児童生徒が聴覚に障がいがあっても円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる学校行事や児童・生徒会などの教育活動を推進する。
- (3) いじめの背景にある児童生徒のストレス等の要因に注目し、その改善を図りながら、ストレスとうまくつきあえる力を育む取組みを推進する。児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業や特別教育活動などで児童生徒に合ったソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング等の授業づくりや集団づくりを行う。
- (4) 児童生徒がひとり一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むため、ひとり一人が活躍できる学習やわかる授業の展開を進めるとともに自らいじめについて学ぶ取組として、聴覚障がいのある方や地域の健聴者の方々と、つながる喜びを味わう体験活動も進める。
- (5) 教職員の不適切な認識や言動等で、いじめを助長することが無いよう、教職員の意識の向上や適切な指導力を身につけるための研修会等への参加及びその報告の周知を全校的に行う。
- (6) いじめ問題への取組の重要性については、保護者をはじめ地域の方にも認識を広め、学校・地域・家庭と一体となった取組みを推進する。PTAの会報や、PTA総会等で情報発信・情報交換を行いながら多数の視点でいじめに関する状況を把握する。また、定期的な点検を行うためのチェックリスト等も活用する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れてい るいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくこうとする熱い行動力が求められる。

(1) 幼児児童生徒の小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがある。「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が幼児児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うなど、児童生徒の小さな変化や危険信号を見逃さない鋭い感覚を身につけておくことが必要である。そして、小さな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持つことが何より大切である。特に、聴覚障がいや言語障がいのあることによりコミュニケーションがとりにくい幼児児童生徒については、聴覚支援教育の専門性を発揮し対応することが必要である。また、定期的なアンケート調査や相談窓口の周知、教育相談の実施等により、幼児児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えておかなければならない。

(2) 教職員は情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、大勢の教職員の目で児童生徒を積極的に観察・情報交換し、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として定期的なアンケートを行い、日常の観察としては朝の会を通じ定期的にいじめに当たる行為があるかどうかを、児童生徒に問い合わせを行い、児童生徒が訴えやすい環境を整える。また定期的な教育相談として、相談係の氏名やスクールカウンセラー（手話のできる臨床心理士）等の来校日時を広報するとともに常時、掲示する。
- (2) 児童生徒、その保護者や教職員が、抵抗なく、いじめに関して相談できる体制として、各部の相談窓口及び相談係を設ける。また、教員には話しにくい事でも相談できる者としてスクールカウンセラー（手話のできる臨床心理士）を、児童生徒が気軽に通える教育相談室（I）を、人目を避けて相談したい児童生徒にも配慮できる教育相談室（II）などを設けることにより早期発見に繋げる。
- (3) 教育相談室の配置を含めた、本校の相談体制については、PTAだよりや保護者案内等により広く周知する。また、相談体制が適切に機能しているかを、学校教育自己診断や学校運営協議会等、保護者や外部機関の意見を踏まえて、PDCAサイクルを実行する。
- (4) 関係職員が教育相談等で得た幼児児童生徒の個人情報については、守秘義務を厳守し、その対外的な取扱いについてもセキュリシーポリシーにのっとり、適切に対応する。また、保存についても適切に対応する。

第4章 いじめに対する対応

1 基本的な考え方

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先に行う。

関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる子どもに対して、事実関係の確認を行う。いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。いじめた子どもに対してはいじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。よって、いじめた子どもが自分の行為についてしっかり振り返り、反省できる環境を整えなければならない。また、いじめた子どもの保護者との連携が大切である。事実関係を聴き取り、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携をして、以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めることが大切である。いじめた子どもが自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な粘り強い指導やスクールカウンセラー等の協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していかなければならない。必要に応じて、警察や福祉機関との連携も行う。

いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると思う。

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもがいるので、いじめを受けた者の立場になり、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感生を育てるることを通じて、行動の変容をもとめなければならない。「観衆」や「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当時者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

具体的な生徒や保護者への対応については、（別添）「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携し、組織として対応していく。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

（1）いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

（2）教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実

の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた児童生徒の別室指導などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、臨床心理士の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー（臨床心理士）の協力を得て、組織的にいじめを止め、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営とともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、臨床心理士とも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「技術家庭」「社会」「総合」等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知

識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間:少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 重大事態への対処

1 基本的な考え方

子どもの生命や身体又は財産に関わる様な重大事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認し、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないよう対応策を講じることが必要である。そのため、関係機関と連携し、協力する体制を更に整備する必要がある。

2 重大事態の意味

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が示されている。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾病を発症した場合

○ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連續して欠席している様な場合はこれに問わらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

3 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長・准校長は直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、速やかに知事に事態発生について、報告を行う。

4 重大事態の調査について

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校が設置している「いじめ防止等対策委員会」が調査を行う。学校の設置者（府教育長）は必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(2) 学校の設置者（府教育長）が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者（府教育庁）が調査を行う。

府教育庁が行う場合は、府教育庁内に設置された附属機関である審議会が行う。なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、審議会での調査を経ることなく、知事部局内に設置された附属機関「大阪府立学校等のいじめの重大事態に係る再調査委員会」（以下「再調査委員会」という）で調査することも可能である。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となる。

5 調査結果の報告及び提供児手

調査結果は速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、学校の設置者（府教育庁）を通じて知事に報告する。また、学校の設置者（府教育庁）が主体となった場合も、学校の設置者が知事に報告する。

また、学校又は学校の設置者（府教育庁）は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明をする。

6 知事による再調査について

(1) 再調査の方法

- ① 報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行う。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、最調査委員会を設置して行う。なお、被害児童生徒及びその保護者が希望される場合は、審議会での調査をへることなく、再調査委員会で調査することも可能である。ただし、その場合でも、事前に学校による調査を行うことは必須となる。また、審議会による調査を経ずに再調査委員会で調査を実施した場合は、附属機関による調査を1回のみとなる。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適宜・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 知事は、府立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、府立学校に対して当該調査に係る入内自体への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

第7章 その他

1 聴覚障がい理解と教職員研修

(1) 聴覚障がいのある児童生徒同士が、コミュニケーション不足から、いじめに発展しないように、日頃から補聴器等を装用させ、口話、手話、キュードサインなどのコミュニケーションツールも活用させながら児童生徒が、お互いの聴覚障がいの特性を理解する力を高めることが必要である。

また、聴覚障がいの児童生徒は、会話の内容を理解していないにもかかわらず、理解しているかのように「はい」と返事せず場合がある。これは、「聞こえ」や「読み取り」、「発音・発語」が不十分であるときや、児童生徒自身が理解不足を認めたくないという心理から起きる現象でもある。この場合、児童生徒同士のトラブルや教職員との認識の誤認へ繋がる場合があることを把握しておく必要がある。

(2) 聴覚障がい教育に携わる経験の少ない教職員については、特に、上記の点を見逃してしまうことが多い。この点を克服するためにも聴覚障がい理解に関する専門的な研修を重ねるとともに、教職員もコミュニケーションツールを活用し、児童生徒の心理や行動を理解できる力を身につけなければならない。